

令和 7 年度

ICT 活用工事積算要領

令和 7 年 7 月 1 日

岐阜県 県土整備部・都市建築部

ICT活用工事積算要領

1 ICT活用工事の積算

岐阜県におけるICT活用工事の積算は、国土交通省の「土木工事標準積算基準書」、「ICT活用工事積算要領」を準用する。

国土交通省の「ICT活用工事積算要領」は、国土交通省ホームページ（要領関係等（ICTの全面的な活用））を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

2 岐阜県における運用

国土交通省の「土木工事標準積算基準書」、「ICT活用工事積算要領」は、毎年4月に改定されているが、岐阜県における適用時期は、同年7月からとする。

国土交通省の「土木工事標準積算基準書」、「ICT活用工事積算要領」の準用にあたり、岐阜県独自運用として以下のとおり運用することとする。

	項 目	国土交通省	岐阜県
1	3次元起工測量・3次元設計データの作成費用	費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。	UAVによる3次元起工測量、3次元設計データの作成を行う場合は、岐阜県県土整備部で定めた単価により積算を行うこと。ただし、現場条件等によりUAV以外で3次元起工測量を実施する場合は、見積りの提出を受注者に求め、必要額を適正に積み上げるものとする。
2	3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用	（2）費用計上にあたっての留意事項 1）「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。	（2）費用計上にあたっての留意事項 1）「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初積算では補正係数を乗じて算出される金額を計上する。